

# 「0歳」赤ちゃん誕生!

## 赤ちゃんが生まれた時の手続き

最初にやっておくべき重要な手続きがいくつかあります。

- ☐ 出生届…生まれた日を含め14日以内に届け出てください。  
母子健康手帳に「出生届出済証明」を受けましょう。
- ☐ 出生通知票…できるだけ早く申請しましょう。
- ☐ 児童手当、医療費助成…申請手続きを忘れずに。
- ☐ 健康保険への加入

新しい家族が生まれました。どんなに嬉しいことでしょう。これからのことを思うと楽しみもある反面、不安もあるのではないのでしょうか。でも心配することはありません。このページのチェックリストを見て、親子の健康や、助成や手当などのバックアップ制度を確認しましょう。

## ママと赤ちゃんの健康

赤ちゃんが生まれて、すぐにはママの体はもとには戻りません。元気に動けるようになるには、2、3か月はかかるものです。その間にも赤ちゃんはどんどん大きくなります。ママの身体の回復状態や赤ちゃんの成長発達を確認するため、健診など必ず受けましょう。

### ✓相談ごとがあったら

子育てに悩んだ時やわからないことは、いろいろな相談先があります。どんなことでもちょこっと聞いてみましょう。

- ☐ こんにちは赤ちゃん訪問
- ☐ 助産師相談
- ☐ 子育て相談室(保健・栄養・歯科)
- ☐ 発達に関する相談
- ☐ そのほかの様々な相談
- 94・95ページをご覧ください。

### ✓健康チェックリスト

- ☐ 1か月健診  
(病院で行うママと赤ちゃんの健康診査)
- ☐ 3~4か月児健康診査・産婦健康診査  
集団健診の案内が届きます。
- ☐ 6か月児健康診査
- ☐ 9か月児健康診査

0歳 赤ちゃん誕生!

## 定期予防接種

お子さんの病気予防のためには、ぜひ予防接種を受けましょう。この時「母子健康手帳」「予防票」が必要です。また接種時期は月齢によって決まっています。定期予防接種と任意予防接種があるので確認しましょう。

## 医療に関する助成や手当

子どもが健やかに育つには、なにかと物入りです。お金もいろいろとかがってきます。そんなときに利用できるいくつかのサービスがあります。

- |                                    |                                       |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子ども医療費の助成 | <input type="checkbox"/> 小児慢性疾患の医療費助成 |
| <input type="checkbox"/> 養育医療      | <input type="checkbox"/> 大気汚染医療費助成    |
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療    | <input type="checkbox"/> 児童手当         |
| <input type="checkbox"/> 療育給付      | <input type="checkbox"/> 児童育成手当(障害手当) |
| <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当  | <input type="checkbox"/> 小児精神医療費助成    |
| <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当   |                                       |

### ✓預かりやお手伝い

育児や子育てはママ一人ではなかなか難しい。そういう時は、まわりに助けてもらいましょう。

- ☐ 一時預かり
- ☐ 定期利用保育
- ☐ 病児保育
- ☐ ふちゅうママパパ応援隊
- ☐ ファミリー・サポート・センター

## ひとり親

あなたがひとり親の場合、いくつかのサービスが受けられます。どんなものがあるのかをチェックして、ご自分に当てはまる場合は、利用を考えてみましょう。

- ☐ ひとり親家庭等医療費の助成
- ☐ 児童扶養手当・児童育成手当
- ☐ 各種の助成や減免など
- ☐ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ☐ 女性福祉資金の貸付
- ☐ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金
- ☐ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金
- ☐ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ☐ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 養育費確保支援事業

## そのほか

定期的に利用する保育・教育施設などの申込み時期や手続きをあらかじめ調べておきましょう。

→保育支援課 ☎335-4172

→具体的サービスは30ページから

# 赤ちゃん誕生から始まる具体的なサービス

## 健康

### 3～4か月・6か月・9か月児の健康診査 ㊦ 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 ㊧ 334-5539

市では、乳幼児を対象に以下の健康診査を行っています。事業名欄に記載されている◎印は該当者にお知らせをお送りするもの、◇印は3～4か月児健康診査のお知らせに受診票を同封しお送りするものです。いずれも費用は無料です。

① 3～4か月児健康診査 (◎) ㊦ 子ども家庭支援課  
② 6か月児健康診査 (◇) ㊦ 都内協力医療機関  
③ 9か月児健康診査 (◇) ㊦ 都内協力医療機関

### 妊産婦・乳幼児保健指導 ㊦・㊧ 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 ㊧ 334-5539

市では、生活保護受給世帯、市（都）民税非課税世帯、中国残留邦人等の世帯の妊産婦・乳幼児を対象に指定医療機関での診察・検査及び療養の指導などの一部が無料で受けられる保健指導票をお渡ししています。

㊦ □申込書 □母子健康手帳 □生活保護受給証明書または市（都）民税非課税証明書または支援給付受給証明書

### 予防接種でお子さんの病気予防を ㊦・㊧ 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 ㊧ 334-5539

〈定期予防接種〉  
お子さんの病気予防のために予防接種を受けましょう。市内に住民登録があり、各予防接種の対象年齢のお子さんは無料で受けられます。また、接種の際は、母子健康手帳、予診票が必要です。

#### 定期予防接種一覧（接種費用無料）※96・97ページの医療機関で個別接種

| 接種名               | 予防する病気                          | 対象年齢（※1）                                                                                                               | 接種の内容                                                       | 接種の通知など                         |
|-------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ヒブ（Hib）（※3）       | ヘモフィルスb型による気管支炎、髄膜炎、肺炎など        | 生後2か月～5歳未満                                                                                                             | 開始する月齢により回数が変わります                                           |                                 |
| 小児用肺炎球菌           | 肺炎球菌による中耳炎、細菌性髄膜炎、肺炎など          |                                                                                                                        |                                                             |                                 |
| B型肝炎              | ●B型肝炎                           | 1歳未満                                                                                                                   | 3回接種                                                        |                                 |
| ロタウイルスワクチン        | ●ロタウイルス胃腸炎                      | ロタリックス（1価） 出生6週0日後～24週0日後<br>ロタテック（5価） 出生6週0日後～32週0日後<br>※安全性の観点から、出生15週0日後以降の初回接種はお勧めしません（標準的初回接種期間：生後2か月～出生14週6日後まで） | 2回経口接種<br>3回経口接種<br>原則として同一ワクチンを接種します                       | 1か月児に接種の通知をします                  |
| 五種混合（※3）          | ●ジフテリア ●百日咳 ●破傷風 ●ポリオ ●ヘモフィルスb型 | 第1期 …生後2か月～7歳6か月未満                                                                                                     | 初回20～56日の間隔で3回接種後、追加を6月～1年半の間に1回接種                          |                                 |
| 四種混合（DPT-IPV）（※3） | ●ジフテリア ●百日咳 ●破傷風 ●ポリオ           | 第1期 …生後2か月～7歳6か月未満                                                                                                     | 初回20～56日の間隔で3回接種後、追加を1年～1年半の間に1回接種                          |                                 |
| 三種混合（DPT）         | ●ジフテリア ●百日咳 ●破傷風                | 第1期 …生後2か月～7歳6か月未満                                                                                                     | 初回20～56日の間隔で3回接種後、追加を1年～1年半の間に1回接種                          |                                 |
| 不活化ポリオ            | ●急性灰白髄炎                         | 第1期 …生後2か月～7歳6か月未満                                                                                                     | 初回20～56日の間隔で3回接種後、追加を1年～1年半の間に1回接種                          |                                 |
| 結核（BCG）           | ●結核                             | 1歳未満                                                                                                                   | 1回接種                                                        |                                 |
| 麻しん・風しん（MR）       | ●麻しん（はしか） ●風しん                  | 第1期…1歳～2歳未満<br>第2期…小学校就学前年度の1年間                                                                                        | MR（麻しん風しん混合ワクチン）を1回接種（麻しんまたは風しんにかかった場合は、単独ワクチンで接種できます）      | 1歳になるとき通知します<br>対象となる年の4月に通知します |
| 水痘                | ●水痘                             | 1歳～3歳未満                                                                                                                | 1歳～1歳3か月で1回接種<br>1回目接種終了後、6～12か月の間隔において1回接種                 | 1歳になるとき通知します                    |
| 日本脳炎              | ●日本脳炎                           | 第1期…3歳～7歳6か月未満<br>※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満<br>第2期…9歳～13歳未満<br>※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満                   | 接種した日から6～28日の間隔で2回接種し、2回目接種日から1年後に1回接種<br>対象年齢期間（9歳以上）に1回接種 | 令和7年度は、3・7・9・10・18歳に通知します       |
| 二種混合（DT）          | ●ジフテリア ●破傷風                     | 11歳～13歳未満                                                                                                              | DPT接種完了後の第2期として1回接種                                         | 11歳になるとき通知します                   |
| HPVワクチン           | ●子宮頸がん                          | 小学6年生～高校1年生相当の女子（※2）                                                                                                   | ワクチンの種類や接種時期により回数が異なります                                     | ※中学1年生の女子に5月末に通知します             |

※1 対象年齢については、対象となる日の前日から対象年齢が満了となる日までとなります。「生後2か月～7歳6か月未満」は「2か月になる日の前日から、7歳6か月になる前日まで」となります（ロタウイルスワクチンは除く）。  
※2 平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性市民で、令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に、1回以上HPVワクチンを接種していて、合計3回の接種を完了されていない方（対象期間は令和7年4月～令和8年3月の1年間）はキャッチアップ経過措置の対象となります。  
※3 令和6年4月から五種混合ワクチンが定期接種化しました。使用するワクチンは五種混合ワクチンを基本としますが、原則として過去に接種のあるワクチンと同一のワクチンを接種することとなっているため、ヒブや四種混合を1回以上接種した場合は、同一のワクチンを接種します。

〈任意予防接種（費用助成）〉  
男性に対するHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン任意予防接種費用助成  
対象：接種日において府中市に住民票を有する小学校6年生から高校1年生の年齢に相当する男性。ただし令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）のみ、高校2年生相当（平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれ）の男性府中市民の方も対象とする。

費用：無料（公費負担）  
接種回数は1人3回まで  
対象医療機関：府中市内の協力医療機関での接種



小児インフルエンザ任意予防接種費用助成  
対象：接種日において府中市に住民票を有する生後6か月から高校3年生相当までの対象年齢の子ども  
接種助成回数：生後6か月から13歳未満は2回、13歳から高校3年生相当までは1回  
接種助成期間：10月1日から翌年1月31日までの府中市内協力医療機関での接種分  
費用助成：1回につき2,000円を補助  
詳細は市ホームページをご確認ください。

### 予防接種を他の市区町村の医療機関で受けられる方へ

調布市・国立市・小金井市の各自自治体の協力医療機関でも、定期予防接種が受けられます。その他の市区町村にて接種希望の場合は、「予防接種依頼書」が必要になります。  
事前に、接種を希望する自治体に接種の可否や接種費用の有無を確認し、府中市の子ども家庭支援課母子保健係で手続きをしてください。なお、接種費用が自己負担になる場合、費用の還付制度（償還払い）がありますので、必ず接種する前に手続きをしてください。

### こんにちは赤ちゃん訪問 ㊦ 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 ㊧ 334-5539

保健師や助産師が家庭訪問して、乳児の发育や栄養、病気の予防などについて相談をお受けします。  
対 生後4か月までの乳児、生後1年までの未熟児

## 「ふちゅう子育て応援アプリ」

お手持ちの母子健康手帳の記録をアプリにも保存することができます。また、予防接種スケジュールを自動作成する機能や、市の子育て情報を簡単に調べることができる機能があります。アプリをダウンロードするかWebサイトでご利用いただけます。ぜひご利用ください。







0歳赤ちゃん誕生！

0歳赤ちゃん誕生！

## 母子栄養食品（粉ミルク）の支給

☎・📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 対** 1. 生活保護受給世帯、または市（都）民税非課税世帯の乳幼児

2. HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体陽性の妊婦から生まれた乳幼児

3. 上記1・2以外の多胎の乳幼児（令和7年3月31日以前に出生した児に限る）

**内** 粉ミルク1か月1缶（多胎児は1か月に1人1缶）
- 支給期間**

出生月の翌月から1歳の誕生月まで

申込月（月の16日～末日の申込みは申請月の翌月）から支給開始となります。

**必** ☐ 母子健康手帳

☐ 生活保護受給証明書、非課税証明書、HTLV-1抗体陽性であることが確認できる書類のいずれか。

詳細は市ホームページをご確認ください。
- 

## 多胎児移動支援

☎・📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 対** 0歳から2歳になる多胎児を養育する家庭
- 内** 0歳から2歳になる多胎児を養育する家庭にタクシー移動にも使える多胎児家庭支援育児パッケージを贈ります。申請時に、保健師等の専門職が面談を実施し、困りごとなどの相談を受けます。
- 必** 申請書（対象者には、担当者より連絡して面談の日程調整を行います）

## 相談

### 助産師相談

📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 助産師による妊娠・出産・授乳方法・授乳中のセルフケア指導などの相談に応じます。（要予約）
- 日** 実施日の13：05～16：00（月4回）
- 

### 子育て相談室

📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 電話または来所（要予約）で保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による個別相談ができます。保健師・看護師による妊娠・育児・ことばや行動に関すること、栄養士による栄養や食事に関すること、歯科衛生士による歯と口に関することなどに応じます。
- 日** 年末年始及び祝日を除く月～金曜日の8：30～18：00

### オンライン子育て相談

📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- スマートフォンやパソコンから産婦人科医・助産師・小児科医に無料で何度でも相談できます。産婦人科オンラインまたは小児科オンラインに登録すると妊婦、お母さんやお子さんの健康、子育ての悩み等を相談できます。登録には合言葉が必要になりますので母子保健係までお問合せください。
- 日** いつでも相談 毎日24時間

夜間相談

平日18：00～22：00

**対** 府中市に在住の妊婦、

就学前のお子さんがいる方

**費** 無料
- 

小児科  
オンライン



産婦人科  
オンライン

## 医療

### 子ども医療費の助成

☎ 子育て応援課育成係 📍 子育て応援課コールセンター ☎0570-08-8105

- 児童の医療費（健康保険診療の自己負担分）を助成します。ただし、高額療養費及び入院時の食事療養標準負担額を除きます。対象の方には子ども医療証を発行します。
- 対** 市内に住む高校生等まで（18歳到達の年度末まで）の、国民健康保険や各種社会保険の被保険者（被扶養者）の児童
- 必** ☐ 児童の医療保険の加入状況がわかるもの（出生により申し込む場合は、加入予定の保護者の医療保険の加入状況がわかるもの）
- ☐ 保護者等の口座番号がわかるもの ☐ マイナンバーがわかるもの ☐ 身元確認書類
- ☐ 地方税関係情報取得に係る同意書（同意書は、府中市ホームページからダウンロードできます）

### 養育医療

☎・📍 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 医師が、指定病院に入院して養育を受ける必要があると認めた1歳未満の未熟児の医療費（健康保険診療の自己負担分）を助成します。所得に応じて一部自己負担金がありますが、その分については乳児医療費助成制度で助成します。
- 対** ● 出生時体重が2,000グラム以下の乳児
- 生活力が特に弱く、一定の症状を示す乳児
- 必** ☐ 申請書 ☐ 世帯調書 ☐ 医師の意見書（指定様式）

☐ 医療助成費支給申込書

☐ 委任状（いずれも母子保健係に用意）

☐ 健康保険証 ☐ 乳児（ひとり親家庭等）医療証

☐ マイナンバーがわかるもの（世帯員全員）

☐ 身元確認書類

☐ 市町村民税額証明書（省略できる場合があります）

### 自立支援医療（育成医療）

☎・📍 障害者福祉課課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

- 身体に障害のある方で、現存する疾患に係る医療を行わないと将来に障害を残すと認められ、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関でその治療を行う場合は医療費が1割負担となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。
- 対** 保護者が市民であり、次のいずれかに該当する18歳未満の方で、手術などにより確実な治療効果が期待される方
- ① 視覚障害 ② 聴覚・平衡機能障害 ③ 音声・言語・
- そしゃく機能障害 ④ 肢体不自由 ⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸機能障害 ⑥ 先天性の内臓機能障害（⑤に掲げるものを除く） ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ⑧ 肝臓障害
- 必** ☐ 申請書 ☐ 世帯調書 ☐ 医師の意見書（指定様式）
- ☐ 課税証明書（省略できる場合があります）
- ☐ 健康保険証の写し ☐ マイナンバーがわかるもの
- ☐ 身元確認書類
- ※そのほか状況により追加書類が必要な場合があります。

### 療育給付

☎・📍 東京都多摩府中保健所保健対策課 ☎362-2334 📠 360-2144

- 対** 保護者が東京都の市町村（八王子市及び町田市を除く）に住所がある18歳未満の結核にかかっている方で、医師が指定病院への長期入院を必要と認めた方
- 内** 結核治療のための入院医療費の自己負担分の助成や、療養生活に必要な日用品の支給／ご家族の収入に応じて自己負担が生じる場合があります。
- 必** ☐ 申請書 ☐ 世帯調書
- ☐ 診断書（いずれも多摩府中保健所保健対策課に用意）
- ☐ 所得税額証明書



## 小児慢性特定疾病医療費助成

☎・📠 障害者福祉課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

入院、または通院のため健康保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します。ただし、課税状況に応じて、自己負担上限額が定められます。

- 対** 次の病気で入院、または通院が必要な18歳未満の市民
- ①悪性新生物 ②慢性じん疾患 ③慢性呼吸器疾患
  - ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥こう原病 ⑦糖尿病
  - ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患
  - ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は

- 遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患  
⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
- 必** □申請書兼同意書 □医師の意見書（指定様式）  
□世帯調書 □同意書 □住民票（省略できる場合があります） □健康保険証の写し □課税証明書（省略できる場合があります） □マイナンバーがわかるもの □身元確認書類
- ※そのほか状況により追加書類が必要な場合があります。

## 大気汚染医療費助成

☎・📠 障害者福祉課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

大気汚染の影響による対象疾病の治療のため健康保険診療でかかった医療費の自己負担額を助成します。

- 対** 次の疾病（対象疾病の続発症も含む）に罹患している18歳未満の方で、東京都の区域内に引続き1年（3歳に満たない方は6か月）以上住所を有し、健康保険等に加入していること。
- 気管支ぜん息 ●慢性気管支炎 ●ぜん息性気管

- 支炎 ●肺炎しゅ
- 必** □申請書 □主治医診療報告書  
□健康・生活環境に関する質問票 □住民票  
□健康保険証の写し  
□胸部エックス線フィルム（気管支ぜん息の方は不要）
- ※そのほか状況により追加書類が必要な場合があります。

## 小児精神病医療費助成

☎・📠 障害者福祉課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

精神科病院または精神科病床への入院が必要な方の入院医療費（健康保険診療の自己負担分）を助成します。ただし、高額療養費及び食事療養標準負担額を除きます。

- 対** 精神障害（「てんかん」または「精神遅滞」のみの場合を除く）で入院する満18歳未満の市民で、健康保険等に加入している方

- 必** □医療費助成申請書  
□医師の診断書（指定様式）  
□住民票 ※患者本人と申請者の続柄がわかるもの  
□健康保険証の写し
- ※そのほか状況により追加書類が必要な場合があります。

## 手当

### 児童手当

☎ 子育て応援課育成係／公務員の方は勤務先  
📠 子育て応援課コールセンター ☎0570-08-8105

- 対** 高校生年代まで（18歳到達の年度末まで）の児童を養育している方のうち、最も所得の高い生計中心者の方（申請者）
- 内** 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて前月分までを指定口座に振り込み／申請した翌月分から支給／出生・転入の方は、出生日・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内の申込みであれば、出生月・転出予定月の翌月分から支給
- 0歳～3歳未満（第1子、第2子） 1人につき月額15,000円
  - 0歳～3歳未満（第3子以降）1人につき月額30,000円
  - 3歳～高校生年代（第1子、第2子） 1人につき月額10,000円

- 3歳～高校生年代（第3子以降） 1人につき月額30,000円
- ※22歳到達の年度末までの児童から、第1子と数えます。ただし、18歳年度末を経過した子については、監護に相当する世話及び必要な保護ならびにその生計費の相当部分の負担を行っていることの届出を行った場合に限りです。
- 必** □申請者の口座番号がわかるもの  
□申請者の医療保険の加入状況がわかるもの  
□マイナンバーがわかるもの  
□身元確認書類

## 児童育成手当の障害手当

☎ 子育て応援課育成係  
📠 子育て応援課コールセンター ☎0570-08-8105

- 対** 20歳未満の次のいずれかの障害のある児童を養育している方
- 身体障害者手帳1・2級程度

- 愛の手帳1～3度程度
- 脳性麻痺・進行性筋萎縮症
- 特別児童扶養手当が「知的障害」または「知的及び

- 精神」で認定されている
- ※98ページの所得制限限度額以上の方は支給されません。
- ※児童が施設に入所している方は、対象となりません。
- 内** 6月、10月、翌年2月の3回に分けて前月分までを指定口座に振り込み／月額15,500円／申請した月の

- 翌月分から支給
- 必** □児童の身体障害者手帳、愛の手帳、または診断書（子育て応援課に用意）  
□申請者の口座番号がわかるもの  
□マイナンバーがわかるもの □身元確認書類  
□地方税関係情報取得に係る同意書

## 特別児童扶養手当

☎・📠 障害者福祉課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

- 対** 20歳未満の次のいずれかの障害のある児童を監護している父母または養育者（障害の程度については、一部を除き指定の診断書による審査があります）
- 身体障害者手帳1～3級程度、その他内部障害
  - 愛の手帳1～3度程度、その他精神障害
  - 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上

- 記より軽度な場合でも該当となることがあります。
- ※児童が施設入所している場合、障害年金を受給している場合は対象外です。
- ※所得が一定額を超える場合は受給できません。
- 内** 手当額、所得限度額及び申請に必要な書類については、担当窓口までお問い合わせください。

## 障害児福祉手当

☎・📠 障害者福祉課援護係 ☎335-4162 📠 368-6126

- 対** 20歳未満の次のいずれかの障害のある児童（障害程度については、指定の診断書による審査があります）
- 身体障害者手帳1～2級程度、その他内部障害
  - 愛の手帳1～2度程度、その他精神障害
- ※児童が施設入所している場合、障害年金を受給してい

- る場合は対象外です。
- ※扶養義務者の所得が一定額を超える場合は受給できません。
- 内** 手当額、所得限度額及び申請に必要な書類については、担当窓口までお問い合わせください。

## 教室

### 離乳食教室・歯みがき教室

☎・📠 子ども家庭支援課母子保健係 ☎368-5333 📠 334-5539

- 市では、乳幼児の母親・父親を対象に以下の教室を開催しています（要予約）。詳しい開催日時はホームページをご確認ください。
- ①離乳食教室

**対** 4か月以上の乳児 **費** 無料

**内** 離乳食の話、調理実演、試食など


- ②親と子の歯みがき教室

**対** 歯が生えている乳児 **費** 無料

**内** 乳児の歯科保健の話、ガーゼ磨きなど



## 家庭教育学級

📠 文化生涯学習課生涯学習係 ☎335-4394 📠 365-3593

市では年に2～3回、未就学児の保護者を対象に家庭教育を支援する講座を開催しています。詳しい開催日時は『広報ふちゅう』などでお知らせします。費用は無料です。

## 親子講座

📠 生涯学習センター【5図G-2】（浅間町1-7） ☎336-5700 📠 336-5709

6か月～3歳のお子さんと保護者を対象にした親子体操などの各種講座を開催しています。詳しい開催日時や費用は府中市生涯学習センターのホームページをご確認ください。





# サービス

## 要登録 ファミリー・サポート・センター事業

申・関 府中市ファミリー・サポート・センター（子ども家庭支援センター「たち」内【拡大図C-3】 ☎367-8882 FAX 352-2524）

仕事や家庭の都合で育児の手助けをして欲しい方（依頼会員）、育児の手助けをしたい方（提供会員）、またはその両方の方（両方会員）がお互いに助け合う地域の相互援助活動です。

対 ● 依頼会員：市内に在住・在勤、またはお子さんが在学、在園の方で、0歳～10歳のお子さんがいる方。

※登録後、ご紹介までにお時間をいただきます。

● 提供会員：市内に在住・在勤で、育児に協力したい健康な方。

※同センターの講習会の受講が必須です。

費 ● 登録料 無料 ※登録は事前予約が必要です。

● 利用料・報酬（1時間あたり）

① 月～金曜日の7：00～19：00…700円

② ①以外の時間及び土・日曜日、祝日、年末年始…900円

③ 預かる子どもの病気回復期（健康なときに利用したこ

とがある会員のみ）…900円

※最初の1時間までは1時間料金、それを越えた場合は30分毎に利用料の半額を加算します。

※兄弟姉妹が同時に利用した場合、2人目以降は半額となります。

※交通費、食事（ミルク）代、おやつ代などは、依頼会員が実費を負担します。

※利用料の支払い及び報酬の受け取りは、当事者間で行います。

必 □ 本人確認書類 ※登録時にお持ちください。

## 一時預かり事業

申 直接各園へ 関 保育支援課給付審査係 ☎335-4004 FAX 334-0810、または直接各園

保護者の出産・病気・就労、習い事、ショッピングなどのほか、育児疲れでお子さんからちょっと離れたいときなど理由を問わず利用できます。

対 原則、保育所等に在籍していない健康な0歳～5歳児

※お子さんの予防接種の受診状況や満期出産でない乳児などは、預かることができない場合もあります。

時・費 直接各園へお問い合わせください。

## 定期利用保育事業

申 直接各園へ 関 保育支援課給付審査係 ☎335-4004 FAX 334-0810

保護者が月に48時間以上の就労のため、複数月にわたり継続的に保育を必要としている場合に利用できます。

対 原則、保育所等に在籍していない健康な0歳～5歳児（幼稚園は2歳児以上）

※お子さんの予防接種の受診状況や満期出産でない乳児などは、預かることができない場合もあります。

時・費 直接各園へお問い合わせください。

### 【一時預かり事業・定期利用保育事業実施施設一覧】

● 認可保育所 ※一時預かり事業・定期利用保育事業実施施設 ※クラスについては47ページ「クラス」でご確認ください。

| 施 設<br>対象年齢 | 府中愛児園<br>（八幡町3-18<br>☎361-2727）【5図F-4】                                             | 晴児保育園<br>（晴立町1-13-5<br>☎368-0813）【5図D-1】                                                      | 押立保育園<br>（押立町1-27-1<br>☎369-0600）【9図C-1】           | 府中保育園<br>（分梅町3-19<br>☎360-0222）【4図G-4】           | にじのいろ保育園<br>（是政5-21-47<br>☎369-1595）【8図E-2】      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|             | 満3か月～                                                                              | 生後57日目～                                                                                       | 1歳児クラス～2歳児クラス                                      | 1歳児クラス～                                          | 2歳児クラス～                                          |
| 施 設<br>対象年齢 | 山手保育園<br>（白糸台5-4-9☎367-2104）【6図C-5】<br>山手保育園清水が丘分園<br>（清水が丘2-41-2☎352-7273）【5図G-5】 | さくらんぼ保育園<br>（紅葉丘1-28-1<br>☎366-2178）【6図C-3】                                                   | 押立第二保育園<br>（押立町2-15-3<br>☎369-8755）【9図C-1】         | わらしこ保育園<br>（若松町4-27-6<br>☎369-2622）【6図B-2】       | 第2府中保育園<br>（日新町5-51-1<br>☎354-1666）【4図D-4】       |
|             | 生後6か月目～                                                                            | 満1歳～<br>※定期利用保育事業は1歳児クラスまで                                                                    | 3歳児クラス～                                            | 1歳児クラス～                                          | 1歳児クラス～<br>3歳児クラス以降応相談                           |
| 施 設<br>対象年齢 | やまびこ保育園<br>（多磨町2-56<br>☎362-2402）【3図E-5】                                           | キッズランド府中保育園<br>（住吉町2-1-1<br>☎368-8885）【7図G-1】                                                 | わらしこ第2保育園<br>（紅葉丘1-1-2<br>☎354-2622）【6図B-3】        | 白糸さくらんぼ保育園<br>（白糸台3-36-2<br>☎367-4610）【6図D-4】    | 分倍保育園<br>（美好町2-32-7<br>☎306-6996）【5図A-2】         |
|             | 生後6か月目～                                                                            | 生後6か月目～2歳児クラス                                                                                 | 生後57日目～                                            | 満1歳～                                             | 1歳児クラス～<br>※定期利用実施なし                             |
| 施 設<br>対象年齢 | 光明高倉保育園<br>（分梅町1-31<br>☎330-2005）【5図A-4】                                           | まなびの森保育園中河原<br>（住吉町4-45-3<br>☎360-8585）【7図F-1】                                                | そよがせハーモニー保育園<br>（緑町3-11-5<br>☎306-9144）【5図F-3】     | よつば保育園<br>（緑町2-31-8<br>☎370-1148）【5図F-2】         | 第2キッズランド府中保育園<br>（寿町2-4-42<br>☎306-7557）【拡大図A-2】 |
|             | 満1歳～                                                                               | 休止中                                                                                           | 1歳児クラス                                             | 満1歳～<br>※定期利用実施なし                                | 生後6か月目～2歳児クラス                                    |
| 施 設<br>対象年齢 | 光明府中南保育園<br>（本町2-29-11<br>☎363-9714）【5図C-5】                                        | ラフ・クルー分倍河原保育園<br>（美好町3-22-2☎370-1386）【5図A-3】<br>ラフ・クルー分倍河原保育園分園<br>（美好町3-4-1☎319-9305）【5図B-4】 | トレジャーキッズぶばい保育園<br>（美好町3-11-19<br>☎306-5118）【5図A-3】 | まなびの森保育園府中<br>（府中町2-9-1 2F<br>☎306-7170）【拡大図D-2】 | ソラスト府中保育園<br>（小柳町2-11-2<br>☎306-6224）【6図A-5】     |
|             | 満1歳～2歳児クラス                                                                         | 生後57日目～<br>分園は2歳児クラスまで                                                                        | 満1歳～                                               | 生後6か月目～<br>※定期利用実施なし                             | 生後6か月目～                                          |

| 施 設<br>対象年齢 | ヴィラまなびの森保育園住吉町<br>（住吉町3-65-47<br>☎319-0180）【4図F-5】 | 府中緑町・学びの保育園<br>（緑町1-6-3☎319-2220）<br>【5図E-3】 |
|-------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|             | 生後6か月目～<br>※定期利用実施なし                               | 1歳児クラス                                       |

● 認証保育所 ※一時預かり事業実施施設、各施設の自主事業として実施しているものを除く

| 施 設<br>対象年齢 | エーワン東府中駅前保育園<br>（清水が丘1-3-8<br>☎358-0705）【5図G-4】 | 田中保育所<br>（新町2-42-2<br>☎362-2838）【2図F-5】 | 府中エンゼルホーム<br>（東芝町1-64<br>☎340-5885）【5図A-2】 | リブリエンゼル府中<br>（本宿町4-13-8<br>☎319-8740）【4図G-2】 |
|-------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
|             | 生後43日目～                                         | 生後57日目～                                 | 生後57日目～                                    | 生後57日目～                                      |

| 施 設<br>対象年齢 | ポピズナーサリースクール府中<br>（寿町2-1-28<br>☎330-2166）【拡大図A-2】<br>令和7年4月から令和8年3月<br>まで休止します。 | みのり保育園<br>（幸町3-3-46<br>☎319-1073）【5図E-1】 | ヒューマンアカデミー<br>中河原保育園<br>（四谷1-17-8<br>☎365-6877）【7図F-1】 | きなり保育園<br>（天神町3-10-24<br>☎319-2574）【5図F-1】 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|             | 生後57日目～                                                                         | 生後57日目～                                  | 生後57日目～                                                | 生後57日目～                                    |

● 幼稚園 ※定期利用保育事業実施施設

| 施 設<br>対象年齢 | 北山幼稚園<br>（西原町3-3-4<br>☎042-573-0248）【4図F-1】 | 府中白糸台幼稚園<br>（白糸台5-13-5<br>☎366-2201）【6図D-5】 |
|-------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
|             | 満2歳～                                        | 2歳児クラス                                      |

● その他

| 施 設<br>対象年齢 | 府中ひばりの森保育園<br>（住吉町5-7-6<br>☎319-1343）【7図F-1】 | 菱華保育園<br>（緑町3-8-2<br>☎361-2727）【5図G-3】 |
|-------------|----------------------------------------------|----------------------------------------|
|             | 生後57日目～                                      | 生後48日目～                                |

## 病児保育事業

申 直接各施設へ 関 保育支援課管理係 ☎ 335-4233 FAX 334-0810、または直接各施設

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペースにおいて病児・病後児保育を利用できます。

要登録 日野クリニック病児保育室「プーさんルーム」【7図G-1】（住吉町2-15 ☎330-3600 FAX 330-0200）

日 年末年始及び祝日を除く月～土曜日  
8：30～18：00（土曜日は12：00まで）

※事前に日野クリニックの受診が必要です。

※お迎えは17：50（土曜日は11：50）まで厳守

対 市民で、病気や熱などで保育園等に行くことができない生後5か月～小学6年生

費 1回2,500円（生活保護受給世帯などは減免）  
※昼食などは持参してください。

必 健康保険証

要登録 府中愛児園病児・病後児保育室「すずらん」【5図F-4】（八幡町3-18 ☎352-7522 FAX 361-8983）

日 年末年始及び祝日を除く月～金曜日 8：30～17：30  
対 市民で、病気や熱などで保育園等に行くことができない満1歳～小学6年生

費 1回 2,500円（生活保護受給世帯などは減免）  
必 医療機関の診断書（園指定様式）

要登録 都立小児総合医療センター病児病後児保育室「くるみ」【1図G-3】（武蔵台2-8-29 ☎312-8148）

日 年末年始及び祝日を除く月～金曜日 8：30～18：00  
対 府中市、国分寺市及び国立市の市民で、病気や熱などで保育園にいくことができない生後5か月～小学6年生

費 1回2,500円（生活保護受給世帯などは減免）  
※昼食などは持参してください。  
必 診療情報提供書



## その他の民間病児保育施設

病児保育室Sunny府中【拡大図C-3】(宮町1-41-1 フォーリス3階 ☎080-7633-9011)

※詳細はホームページ参照

## ひとり親の場合は…

### 医療

#### ひとり親家庭等医療費の助成

☎ 子育て応援課育成係

☎ 子育て応援課コールセンター ☎0570-08-8105

保護者と児童の医療費（健康保険診療の自己負担分）の全部、または一部を助成します。ただし高額療養費及び入院時の食事療養標準負担額を除きます。対象の方には、ひとり親家庭等医療証を発行します。

対 18歳到達の年度末日まで（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～2度及び3度の一部、精神障害のある方で診断書による医師の判定で認定された場合は20歳未満）の次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、または養育者及びその児童

- 父母が離婚した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）に重度の障害のある児童
- 父（母）が生死不明の児童
- 父（母）が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父（母）に引き続き1年以上遺棄されている児童

- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父（母）が、母（父）の申立てにより保護命令を受けた児童
- ※次のいずれかに該当する方は対象になりません。
- 生活保護受給世帯
- 施設に入所している児童（利用契約入所の場合は除く）
- 児童福祉法に規定している里親に委託されている児童
- 父（母）の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計が同じ児童

- 申請者、またはその扶養義務者の所得が、98ページの所得制限限度額以上の場合
- 必 □医療保険の加入状況がわかるもの □戸籍謄本
- 申請者の口座番号がわかるもの
- マイナンバーがわかるもの □身元確認書類
- 地方税関係情報取得に係る同意書

※そのほか状況により添付書類が必要な場合があります。

### 手当

#### ひとり親家庭等への手当

☎ 子育て応援課育成係

☎ 子育て応援課コールセンター ☎0570-08-8105

18歳到達の年度末まで（①については、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～2度及び3度の一部、精神障害のある方で診断書による医師の判定で認定された場合は20歳未満）の次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、または養育者の方に各種手当を支給します。

- 父母が離婚した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）に重度の障害のある児童
- 父（母）が生死不明の児童
- 父（母）が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童
- 父（母）に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父（母）が、母（父）の申立てにより保護命令を受けた児童

※児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所などを除く）に入所している方・児童が、父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計が同じ方は対象となりません。①については、公的年金受給可能者は年金受給が優先となります。年金受給月額（障害年金の場合は子の加算部分）が児童扶養手当月額より低い場合、その差額分が支給されます。

### 助成等

#### ひとり親家庭等への助成など

☎ 子育て応援課育成係 ☎335-4100

◆ 児童扶養手当（③④⑤は特別児童扶養手当も可）を受けている世帯への助成等

- ① 都営交通の無料パス（1世帯1枚）
- ② JR通勤定期の割引（3割）証明書
- ③ 水道・下水道基本料金の免除

問 東京都水道局府中サービスステーション水道局 多摩お客様センター ☎0570-091-100

④ 家庭ごみ市指定有料袋の減免

問 資源循環推進課管理係 ☎335-4400

⑤ 粗大ごみ処理手数料の減免

問 資源循環推進課管理係 ☎335-4400

必 □ 手当の証書 □ 証明写真（4cm×3cm）

※②のみ

※⑤は、粗大ごみコールセンター ☎03-6424-4645へ申込みが必要。

◆ 児童育成手当の育成手当を受けている世帯への助成  
自転車駐車場利用料の一部（月額800円）助成

#### 母子及び父子福祉資金の貸付

☎ 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

対 都内に6か月以上在住の母子家庭の母及び父子家庭の父等で20歳未満の子どもを扶養している方

内 貸付額は下の表のとおり ※子育て応援課に相談（要事前予約）が必要です。

| 貸付金の種類 | 限度額                         | 償還期間(年以内) | 利子(年) |
|--------|-----------------------------|-----------|-------|
| 事業開始資金 | 3,580,000円                  | 7         | 無利子   |
| 事業継続資金 | 1,790,000円                  | 7         |       |
| 修学資金   | 学校別各種月額<br>27,000円～183,000円 | 20または5    |       |
| 就学支度資金 | 種類別<br>64,300円～590,000円     | 20または5    |       |
| 修業資金   | 月額68,000円                   | 20        |       |
| 就職支度資金 | 110,000円<br>(自動車購入340,000円) | 6         |       |

| 貸付金の種類 | 限度額                                   | 償還期間(年以内) | 利子(年) |
|--------|---------------------------------------|-----------|-------|
| 住宅資金   | 1,500,000円<br>(特別2,000,000円)          | 6(特別7)    | 無利子   |
| 転宅資金   | 260,000円                              | 3         |       |
| 医療介護資金 | 340,000円<br>(介護500,000円)              | 5         |       |
| 技能習得資金 | 習得期間中月額68,000円<br>(自動車運転免許習得460,000円) | 20        |       |
| 生活資金   | 月額76,000円～141,000円                    | 5～20      |       |
| 結婚資金   | 330,000円                              | 5         |       |

#### 女性福祉資金の貸付

☎ 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

対 配偶者のいない都内に6か月以上在住の女性で、親・子・兄弟姉妹などを扶養している方、または40歳以上で親族を扶養していない年収203万6000円以下の婚姻歴のある女性など

内 貸付額は下の表のとおり ※子育て応援課に相談（要事前予約）が必要です。

| 貸付金の種類 | 限度額                         | 償還期間(年以内) | 利子(年) |
|--------|-----------------------------|-----------|-------|
| 事業開始資金 | 3,470,000円                  | 7         | 無利子   |
| 事業継続資金 | 1,740,000円                  | 7         |       |
| 修学資金   | 学校別各種月額<br>27,000円～183,000円 | 20        |       |
| 就学支度資金 | 種類別<br>64,300円～590,000円     | 20        |       |
| 結婚資金   | 320,000円                    | 5         |       |
| 就職支度資金 | 105,000円<br>(自動車購入340,000円) | 6         |       |

| 貸付金の種類 | 限度額                                   | 償還期間(年以内) | 利子(年) |
|--------|---------------------------------------|-----------|-------|
| 住宅資金   | 1,500,000円<br>(特別2,000,000円)          | 6(特別7)    | 無利子   |
| 転宅資金   | 260,000円                              | 3         |       |
| 医療介護資金 | 340,000円<br>(介護500,000円)              | 5         |       |
| 技能習得資金 | 習得期間中月額68,000円<br>(自動車運転免許習得460,000円) | 20        |       |
| 生活資金   | 月額108,000円～141,000円                   | 5または20    |       |

#### ひとり親家庭等への自立支援

☎・☎ 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

ひとり親家庭の母または父の資格取得、ひとり親の母または父及び20歳未満の子の高卒認定試験の合格を支援します。制度の利用は、子育て応援課に事前相談（要予約）が必須となります。

■ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

対 母子・父子自立支援プログラムを策定された方で雇用保険制度の指定教育訓練講座等で、その講座の受講が、適職につくために必要と認められる方

内 受講料60%相当額。雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その額を差し引いた額／一般・特定一般教育訓練は、上限20万円。専門実践教育訓練は、上限40万円×修業年数（上限4年）修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）を

します。

※ただし、支給する額が12,000円未満となる場合は給付対象外です。

※講座受講開始後に申請された場合は対象外です。

■ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

対 児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準の方で、1年（資格によっては6か月）以上養成機関などで、国家資格等取得のために修業し、資格取得が見込まれる方（原則、既に取得している国家資格等がないこと）

内 ①訓練促進給付金…申請のあった月から支給（上限4



年、資格により上限年数変動）  
※最終学年の12か月は4万円加算

②修了支援給付金…修業修了後に支給

| 給付金の種類   | 非課税世帯       | 課税世帯       |
|----------|-------------|------------|
| ①訓練促進給付金 | 100,000円/月額 | 70,500円/月額 |
| ②修了支援給付金 | 50,000円     | 25,000円    |

※対象となる資格は次のとおり。

- 看護師 ●介護福祉士 ●保育士 ●理学療法士
- 作業療法士 ●保健師 ●助産師 ●理容師

- 美容師 ●准看護師 ●歯科衛生士 ●調理師
- シスコンシステムズ認定資格 ●LPI認定資格 等

#### ■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対 20歳未満の児童を養育し母子・父子自立支援プログラムを策定されているひとり親家庭の親または児童で、高卒認定試験合格が適職に就くために必要と認められる方

- 内 ①受講開始時給付金 ②受講修了時給付金  
③合格時給付金（受講修了後2年以内）（①②③各々上限あり）。

## サービス

### 要登録 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

申・問 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

ひとり親家庭の母または父が、下記の事由に該当し、日常生活に著しく支障をきたしている場合に、一定期間ホームヘルパー派遣し、自立を支援します。

対 次のいずれかに該当し、必要性が認められる方

- ひとり親になってから2年以内の場合
- 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立促進に必要と認められる場合
- 疾病、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合
- 小学6年生以下の児童を養育しているひとり親家庭で就業により、帰宅が遅くなるなどで定期的に生活援助、

保育サービスが必要な場合（所定労働時間内の就業による場合を除く）

日 7:00～22:00／1日2～8時間

※ただし、1日1回、月12回まで

※保育所、学童クラブ等の利用が優先

費 所得により自己負担あり

内 家事・育児援助（主に子の見守り）

必 ☐申請書 ☐就労（在学）証明書（指定様式）

☐戸籍謄本（児童扶養手当受給者などは手当の証書）

☐マイナンバーがわかるもの

☐所得のわかるもの（課税証明書）

### 母子生活支援施設

申・問 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

居室を提供し、母子支援員が自立の支援などを行います。利用には、様々な条件があり、所得に応じて費用の一部負担があります。

対 入所時18歳未満のお子さんを養育している支援が必要な母子家庭の方

### 養育費確保支援事業

申・問 子育て応援課母子・父子自立支援担当 ☎335-4240・4204

養育費の継続した履行確保を支援するため、公正証書等の作成や保証会社との養育費保証契約、または裁判外紛争解決手続き（ADR）による調停にかかった費用を補助します。

対 ひとり親家庭の母又は父で次のすべてに該当する方

※③のみ離婚前の母又は父含む

①公正証書等作成費用を申請する場合

- 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子を扶養している
- 養育費の取り決めに係る費用を負担している

②養育費保証契約締結費用を申請する場合

- 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子を扶養している
- 公正証書等の養育費に係る債務名義がある
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している

③裁判外紛争解決手続（ADR）による調停費用を申請する場合

●離婚前後の親

●ADRの申立等に係る費用を負担している

内 ①公正証書等作成費用

●養育費の取り決めに要する費用のうち、公証人手数料、もしくは、調停や裁判のための添付書類取得費用等（上限4万3千円）

②養育費保証契約締結費用

●養育費の立替払いを行う保証会社等と保証契約をする際に要する費用（上限5万円）

③裁判外紛争解決手続（ADR）利用費用

●ADRを利用した第1回調停期日までに要する費用（上限5万円）

※ご予約の上、必ず申請者本人がご来庁ください。